

〔事案 30-108〕 転換契約無効請求

・平成 31 年 2 月 24 日 和解成立

<事案の概要>

募集人から、転換によるデメリットの説明がなされず、適正な募集行為が行われなかったこと等を理由として、転換後契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 22 年 10 月に契約した介護保険と医療保険について、平成 29 年 7 月に組立型保険および医療保険に転換したが、以下等の理由により、転換後契約を無効としてほしい。

- (1) 実際は 6 月 1 日ではないのに、申込日・告知日を 6 月 1 日と記載するように募集人から指示されるという不適切な募集が行われた。
- (2) 募集人は、注意喚起情報が合本されたご契約のしおりを交付しただけで、クーリング・オフや重要事項等の説明を行わなかった。
- (3) 募集人は、契約転換により予定利率が下がること、保険期間が終身の主契約（介護保険）が消滅すること、転換前契約の積立部分が転換後契約に充当される等の説明をせず、転換後も保険料はほぼ同額であると虚偽の説明をした。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、当社の取扱上、月末は契約転換の手続きができないことから、申込日・告知日を 6 月 1 日以降と記入することを申立人に依頼し、申立人は了解の上でこれを記入した。
- (2) 募集人は、注意喚起情報について、個別に全文を読み上げて説明しなかったが、冊子を交付する際、重要な事項なので目を通すように申立人に伝えている。
- (3) 募集人は、転換契約の際、保障内容等を記載した設計書、パンフレットに基づいて十分な説明をしている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、転換時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が契約転換に関する説明を受けず、本契約が転換ではないなどの誤解をして契約したとは認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 募集人は、事情聴取において、契約転換の場合は月末近くの申込み処理ができないために、申込書、告知書、意向確認書の作成日付を 6 月 1 日とすることを指示したと述べているが、特に告知書については告知日における被保険者の健康状態等を前提に作成されるべきであること等を踏まえれば、6 月 1 日以降に再度申立人を訪問するなどして、各申込書類の作成日付を正しく記載してもらうべきであった。
- (2) 募集人は事情聴取において、申立人に対し、転換契約の申込書を先に作成してから、本来は申込書の前に作成することとされている意向確認書の作成を求めたことを認めている。

また、意向確認書において、担当者より注意喚起情報等にもとづき説明を受けたことを確認する項目があるにもかかわらず、実際はこの説明をすることなく、申立人から「はい」と回答を得たと述べている。募集人の上記行為は、意向確認書の意義を理解しないものであり、不適切である。